

王子グループ団体長期障害所得補償保険の特徴・お取扱内容

- 1 病気やケガによる長期療養時の所得を「60才」または「65才」まで補償します。(注)**
 病気やケガで就業障害となり、90日を超えて働けない状態が継続した場合、最長60才または65才まで、保険金をお支払いします。(注) 病気やケガの発生原因は、国内・国外を問いません。
- 2 入院時だけでなく、通院・自宅療養時にも補償します。**
 入院に限らず、通院・自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払の条件が満たされる限り、お支払いの対象となります。
- 3 復職後も引き続き継続して補償します。**
 仕事に復帰した後も障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満になった場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。
- 4 介護医療保険料控除の対象契約となります。**
- 5 万一退職した場合も継続して補償します。**
 在籍中に就業障害が発生し、やむなく退職した場合でも仕事ができない状態が続くかぎり補償が継続されます。
※最長60才または65才まで(免責期間の終了日の翌日から60才(65才)に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間が3年となります。)が限度となります。(注)
- 6 うつ病等の精神障害もカバーします。**
 特定の精神障害を原因とする就業障害についても補償する「精神障害補償特約(B)」セットです。
※ただし、保険金のお支払いは、免責期間終了の翌日から起算して、「2年間」が限度となります。
- 7 医師の診査は不要です。**
 健康状態に関する告知にお答えいただくことでご加入いただけます。医師の診査は不要です。
※告知の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

(注)所属会社によって異なります。

保険期間 (ご契約期間)	2021年11月1日午後4時～2022年11月1日午後4時 <small>特にお申出のない場合には、同一の補償内容で自動的に継続となります。 2021年4月1日から中途更改された契約についても同様です。 ただし、保険金のお支払いがあった場合には補償内容を変更させていただくことがあります。</small>
被保険者の範囲	王子ホールディングス本体および関連会社にて、健康で正常に勤務されている役員・従業員で 保険始期日(2021年11月1日)現在、以下に該当する方が対象です。
ご加入資格	2021年11月1日において次の年齢の健康保険・厚生年金保険等の対象になる役員・従業員ご本人となります。 <small>(これらの対象にならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方はご加入できません。)</small> ■ 65才定年の会社：満18才以上、満64才以下 王子ホールディングス(株)・王子製紙(株)・王子マネジメントオフィス(株)・王子エフテックス(株)・王子物流(株)・王子イメージングメディア(株)・王子グリーンリソース(株)・王子木材緑化(株)・王子マテリア(株)・王子コンテナ(株)・王子エンジニアリング(株)・王子タック(株)・新タック化成(株)・(株)チューエツ・王子工場関東(株)・王子工場北海道(株)・王子キノクロス(株)・王子工場中部(株) ■ 60才定年の会社(上記以外)：満18才以上、満59才以下
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算する所定の期間をいい、保険金を支払う期間はこの期間をもって限度とします。 <small>※ただし、所定の精神の病気による就業障害の場合には、2年間を限度とします。</small> 65才定年の会社(60才定年の会社) 65才(60才)に達した日まで。ただし、免責期間の終了日の翌日から65才(60才)に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。 <small>※65才(60才)に達した日は65才(60才)の誕生日の前日をいいます。 ※業務上の身体障害による就業障害については保険金お支払いの対象外となります。</small>
免責期間	就業障害が継続する所定の期間(90日)をいい、この期間に対しては保険金を支払いません。(免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定められた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。)

就労支援トータルサービスのご案内 「団体長期障害所得補償保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は以下のサービスをご利用いただけます。

就労支援トータルサービス

- メンタルご相談(メンタル相談サポート/メンタルITサポート)
- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療・介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供)
- 各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
 ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

保険契約者 王子ホールディングス株式会社

この保険は、王子ホールディングス株式会社を保険契約者とし、王子グループの役員・従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

取扱代理店 **王子製紙保険サービス株式会社**
 〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-8 王子ホールディングス1号館
<https://www.ojipaper-hoken.co.jp/> TEL:03-3546-7911

引受保険会社(幹事) **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**(分担割合65%)
 東京企業営業第七部営業第二課 TEL:03-6748-7882
 非幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社(分担割合29.8%) 損害保険ジャパン株式会社(分担割合5.2%)

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。
 引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

(2021年7月承認) A21-101298

王子グループの役員・従業員の皆さまへ

GLTD 王子グループ 団体長期障害所得補償保険

※GLTD:「Group Long Term Disability」の略

制度変更がございます。内容をご確認のうえ、必ず加入申込票をご提出ください。

もしも・・・
病気やケガで働けなくなったら・・・



あなたの **収入** を **サポート** する保険です。



GLTD制度ご案内ムービー
 スマートフォン等で読み込み
 アクセスしてください。
 (通信量がかかります)

◆Bグループ保険に加入していなくても加入できます◆

お申込方法 同封の加入申込票に必要事項をご記入・ご署名いただいたうえ、下記までご提出ください。
 ただし、既にご加入されている方で、前年度と同口数でのご継続をご希望の方は、ご提出は不要です。

1. お申込締切日	2021年9月30日(木) <small>お申込締切日以降でも申込加入できます。取扱代理店までお問合わせください。</small>
2. お申込先	■本社:人事部 ■工場:事務部 ■グループ会社:総務人事担当窓口
3. 保険料払込方法	給与控除(2022年1月給与より控除開始)

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時満59才または満64才まで保険契約の満了とする日と同一の内容で継続加入のお取扱をいたします。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがありますのでご注意ください。
 ※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。
 また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
 ※団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(王子ホールディングス株式会社)に交付されます。

一 病気やケガによる長期療養時の所得補償制度 一

病気やケガにより長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才または65才まで所得を補償します。

病気・ケガによる長期休業・収入減少のリスクは他人事ではありません

もしもあなたが 病気やケガで働けなくなったら

会社からの収入が…途絶えてしまいます。



さらに 医療費等に加え、各種ローンの支払いや毎月の生活費・教育費も必要となります。



収入が途絶えても、住宅ローンの支払いは続くことも。

会社の補償や公的な給付があるのでは？

一定期間は会社の補償制度や、傷病手当金などの公的給付が支給されますが、その後の補償はかなり限定的です。しかし、収入は減少しても、生活費・ローン負担などは引き続き必要となります。



●長期就業障害のとき、会社の補償、公的給付だけでは収入減少をカバーするのは困難です。

生命保険に加入しているから大丈夫！

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減(遺族生活費)、入院時の医療費(支出増)に備える保険です。死亡した場合は、生命保険に加え公的補償などで、残されたご家族の生活は守れます。また長期療養時の支出増(医療費)はカバーできるかもしれませんが、いずれの保険も長期就業障害による収入減をカバーできません。

カバー範囲	収入減(生活費)の備え		支出増(医療費)の備え		
	死亡	長期就業障害	入院	手術	通院
生命保険	●	○	○	○	○
医療保険	△	○	●	●	△
GLTD	○	●	○	○	○


●生命保険では長期就業障害による収入減をカバーできません。

「王子グループ団体長期障害所得補償保険」はこのような長期間の収入減少を補う保険です。

GLTDが、長期就業障害による収入減少リスクをカバーします


交通事故
交通事故にあい重傷を負う

入院・リハビリのため休職




うつ病
ストレスでうつ病に

休職



脳卒中
突然倒れ、緊急手術

長期入院後、やむなく退職



病気による長期療養時等、仕事ができないうちが続いている場合の「所得」を補償します。また、うつ病等の精神障害もカバーします。業務上の身体障害対象外特約セットにより、業務上の理由により発生した病気またはケガによる就業障害については補償対象となります。※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、後記「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

保険金お支払事例

GLTDは、病気やケガに苦しむ人たちをサポートします。

【事例】※てん補期間が60才、所得喪失率100%の場合

Aさん(男性:50才加入)は35才のときに交通事故にあっけし下半身に障害が残りやむなく退職。60才になった現在もリハビリを続けています。

支払開始 2年後 60才

免責期間 90日	保険金合計: 240万円 毎月10万円×2年間(24か月)	保険金合計: 6,825万円 毎月25万円×22年9か月(273か月)
----------	----------------------------------	--

受取保険金総額 約7,065万円

※上記内容は例示です。実際の受取総額は就業障害発生時期により異なります。

保険金額(ご契約金額)と保険料

新補償イメージ

○補償額が2.5倍に増額されるのが、4年目から3年目へ変更となりました!
※55才~59才、または60才~64才の方は増額しません。
3年目(25か月)以降は「会社の補償・公的給付」が減少するため補償額を2.5倍に増額しております。

加入 支払対象外期間(免責期間) 90日 1口あたり **2万円**/月額

就業障害発生 2年間(24か月) 3年目(25か月)以降~最長60才または65才まで(注)

1口あたり **5万円**/月額

加入 支払対象外期間(免責期間) 90日 1口あたり **2万円**/月額

就業障害発生 3年間(36か月) 4年目(37か月)以降~最長60才または65才まで(注)

1口あたり **5万円**/月額

(注)所属会社によって異なります。下表にてご確認ください。

所属会社	65才定年の会社	60才定年の会社		
お支払い対象期間(てん補期間)	65才に達した日まで 免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。 (※60才~64才の方は増額なし)	60才に達した日まで 免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。 (※55才~59才の方は増額なし)		
保険金額 1口あたり(月額)	当初2年間 補償開始後 24か月まで	3年目から 25か月以降 65才まで	当初2年間 補償開始後 24か月まで	3年目から 25か月以降 60才まで
	2万円/月額	5万円/月額	2万円/月額	5万円/月額

保険料 1口あたり(月額)				
年令区分	男性	女性	男性	女性
18-24才	271円	178円	264円	172円
25-29才	286円	234円	276円	223円
30-34才	323円	321円	305円	301円
35-39才	413円	487円	379円	443円
40-44才	611円	775円	534円	670円
45-49才	884円	1,116円	715円	876円
50-54才	1,173円	1,384円	763円	866円
55-59才	1,312円	1,375円	536円	556円
60-64才	954円	880円	—	—

精神障害補償特約(B)(てん補期間は2年間が限度)、業務上の身体障害対象外特約セット 支払対象外期間(免責期間):就業障害発生日から90日間
※年令は2021年11月1日時点の満年令です。 ※上記保険料は、保険期間における被保険者(補償の対象となる方)数が500名以上1,000名未満(団体割引5%適用)の保険料です。
※年令により、保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の満年令による保険料となりますのでご了承ください。

加入口数の限度

1. 口数は、1口~10口以内でお申込ください。 2. 加入口数は、年収÷12×60%の範囲内でお申込ください。
※就業障害にかかわらず得られる年金・利子・配当・不動産賃貸収入などは、年収に含めることはできません。

年収区分	加入口数の限度	年収区分	加入口数の限度	年収区分	加入口数の限度
~400万円	3口	600万円~700万円	6口	900万円~1,000万円	9口
401万円~500万円	4口	701万円~800万円	7口	1,001万円~	10口
501万円~599万円	5口	801万円~899万円	8口		